

知的ネットワーク時代の ネット著作権入門

インターネットは自由な世界か？

ネットワーク知的著作権研究会

弁護士 宮下佳之
Yoshiyuki Miyasita

弁護士 寺本振透
Teramoto Shinto
<http://www.st.rim.or.jp/~terra/>

第23回

インターネット上の表現の自由と猥褻物規制について米国の1996年通信品位法違憲判決

先月号でも若干触れたように、最近、インターネット上で提供されている「猥褻物」についての問題が議論を呼んでいます。インターネットの利用者は、国内のサーバーであろうと、海外のサーバーであろうと、特段意識することなくWebページをブラウジングするわけですが、「猥褻物」が物理的に存在する場所(つまり、「猥褻物」がデジタルデータとして蓄積されているサーバーの設置されている場所)によって、猥褻物規制に関する適用法が異なってくると考え得るため、世界的に一貫した対応が必要ではないか、というような提言もなされているようです^[1]。また、そもそもインターネット上での提供形態は、書籍やテレビなどによる提供とは相当異なるため、従来の「猥褻物」規制に関する法制度がそのまま適用可能なのか等の技術的問題も意識され、立法的な解決を図ろうという動きもあります。しかし、あまりに過度な規制や漠然とした基準による規制は、民主主義社会の根幹である「表現の自由」に抵触することも考えられますので、「猥褻物」規制は、かなり難しい問題をはらんでいるということが出来ます。

そこで、今回は、趣向を変えて、米国の1996年通信品位法違憲判決について宮下が概要を説明して、寺本氏がこれに論評をするというスタイルで、問題提起をしたいと思います。

脚注 [1] :
1996年10月24日付の日経新聞朝刊は、フランス政府は、経済協力開発機構(OECD)の全加盟国に対して、「インターネット憲章」の作成を提案したと報じています。新聞報道によると、この「インターネット憲章」は、インターネットに関連する法的問題を包括する一般原則であり、猥褻物の規制なども含むものとされています。

1. 1996年通信品位法の概要

1996年2月8日、米国のクリントン大統領は、1996年通信品位法案に署名し、同法案は、同日付をもって、法律として成立した。この法律は、1996年電気通信法の第5章を構成するものであるが、以下のような趣旨の規定を含むものであった。

§ 223 (a) 下記の者に対する処罰規定。

(1) (B) 18歳未満の者が受信者であることを知りながら、わいせつな("obscene")、または、下品な("indecent")画像等を送信した者、又は、

(2) 前項によって禁止された行為のために利用されることを知りながら、自らが管理する電気通信施設の利用を認めたる者

§ 223 (d) 下記の者に対する処罰規定。

(1) 明らかに不快な("patently offensive") 態様で性的行為等を描写した画像等を、(A) 知りながら18歳未満の者に送信した者、又は、(B) 18歳未満の者がアクセスしうることを知りながら表示した者

(2) 前項によって禁止された行為のために利用されることを知りながら、自らが管理する電気通信施設の利用を認めたる者

2. 事件の経緯

上記の法律が成立した、まさにその日に、American Civil Liberties Union等は、同法中の上記2つの条項が憲法に違反するものであることを根拠として、ペンシルヴァニア州東部地方裁判所に、一方的緊急差し止め命令("temporary restraining order")の申し立てを行った。同年2月15日、裁判所は、§ 223(a)(1)(B)が、あまりに漠然としたものであり、憲法に違反するもの

と判示し、同条項の執行の停止に関する一方的緊急差し止め命令を発した。そして、同日、両当事者及びペンシルヴァニア州東部地方裁判所の要請により、第三巡回区連邦控訴裁判所において、予備的差し止め命令(“ preliminary injunction ”)の審理が行われることとなった。

その後まもなく American Library Association, Inc. 等も同様の申し立てを行い、この事件も前記の事件と併合して審理されることになった。

1996年6月11日、第三巡回区連邦控訴裁判所は、申立人の申し立てを認め、上記各条項の執行の停止に関する予備的差し止め命令を発した。但し、§ 223 (a) (1)(B) 及び § 223 (a) (2) のうち、猥褻(“ obscenity ”)及び児童ポルノ(“ child pornography ”)の禁止に関する部分の執行の停止は、認められていない。裁判所が憲法違反を構成する蓋然性が高いと判断したのは、「下品な(“ indecent ”)」という語と「明らかに不快な(“ patently offensive ”)」という語が、いずれもあまりに漠然としている、という点であった。

3. 若干のコメント

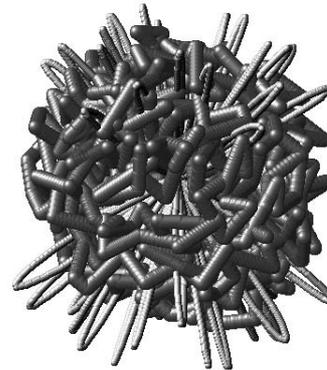
表現の自由は、民主主義社会における根本的な原則であって、憲法上保障された基本的人権の1つと考えられています。しかし、言うまでもなく、詐欺や脅迫を構成する表現や、名誉を毀損する表現等までもが認められているわけではありません。また、「猥褻」な表現に対しても、一定の限度(例えば、未成年者に対する場合とか公然行われる場合)には、制限することも許されるというのが、一般的な考え方だと思われれます。裁判所が、猥褻 (“ obscenity ”)

及び児童ポルノ (“ child pornography ”) の禁止に関する部分の執行の停止を認めなかったのは、これらの表現の禁止は、憲法上許容される制限の枠内であると判断したからと言えます。一方、憲法上の表現の自由に関連して、「漠然ゆえ無効」という考え方があります。この考え方は、漠然とした規定によって、表現の自由が制限されることになれば、本来認められるべき表現も制約されることになってしまうので、そのような漠然とした規定は無効とすべきだという考え方です。また、適正法定手続きの保障(簡単に言えば、政府による恣意的な制裁から国民を守るため、刑罰等が課せられる際には、法律が定めた適正な手続きを経ることが必要である、という原則。法律の規定によらなければ刑罰を課されることはない、という罪刑法定主義と呼ばれる原則を含みます)に基づき、漠然とした刑罰規定は、本来刑罰の対象とならない行為まで制約することになるので、同様に憲法に違反するものとされています。前記の判例は、「下品な(“ indecent ”)」という語と「明らかに不快な(“ patently offensive ”)」という語が、いずれもあまりに漠然としているため、表現の自由及び適正法定手続きの保障に関する憲法上の要請に違反するということを判断しているわけです。

では、ここからは寺本先生に解説していただきます。

A. 基準の設定は可能なのか？

さて、ネットワーク上での猥褻物の流布に対する規制については、とりわけ米国のCDAには、表現の自由の面からも、適正手続きの観点からも、問題があることが明



らかにされつつある。CDAの命は絶たれるだろうか？ だが、CDAまたは同種の日本またはその他の国における新規立法が不成功に終わるとしても、それで終わり、というわけではない。なぜなら、米国では従来からの州法による様々な猥褻物に対する規制があるし、日本またはその他の国でも、刑法その他による猥褻物に対する規制があるからだ。では、その規制の内容は、我々が納得できるほど明らかな基準を持っているのだろうか？ いや、それらは、結局、“なにが猥褻か”の基準を一般社会通念なる曖昧模糊としたところに求めざるを得ない。残念ながら、私には、なにが一般社会通念なのかよくわからない。常々疑問に思っていることを挙げてみる。

B. 送り手の自由がすべてか？ 受け手の選択の自由は？

好色な（あえて“猥褻”とはいわない）情報の発信の規制に対しては、送り手の立場からは、“表現の自由”を根拠として強硬な反対論が出ることになる。また、受け手の立場からは、道徳規範の保全や未成年の保護を根拠として強硬な賛成論が出るのかもしれない。だが、人間は、それほどまでにどちらか一方の立場を固守できるほど白黒はっきりした精神を持っているのだろうか？ 少なくとも、私は、そうではない。環境次第で、好色な情報に触れることを嫌うこともあれば、好んでそれらを受信することもある。

例えば...

早朝、俺は丸の内線のシートに座っている。まだ覚醒しきっていない。眠い。だが、目を瞑っても眠れぬ。俺の前で銀行員らしき男が吊革につかまって、経済新聞の第一

面を読んでいる。当然のことながら、最終面が俺の顔の前で揺れている。そこには、どういうわけだか、官能小説が連載されているらしい。みだりがはしき漢字と裸体の挿し絵が、俺の目の前で揺れ続ける。男は気づかない。男は、第一面をなめるように読み続ける。まだ朝の6時半だ。そんな気分じゃないんだ。吐き気がする。はやく別の面をこっちに向けてくれ。今日こそは大手町まで乗り越して新聞社に火炎瓶を投げに行こう。だめだ、ガソリンを忘れた。そういえば、ガラス瓶もないな。ペットボトルじゃ火傷しそうでこわいしな...

午後十時、吊革にしたらなくつかまって、隣のおばさんが読んでいるスポーツ紙のポルノをのぞき込んでいる馬鹿面は...俺だ。

送り手も受け手も大人であるならば、両者が合意している以上、好色な情報の発信を国家が規制しなければならぬ合理的な理由があるとは思えない。だが、否応なくそれを見せられる受け手、あるいは、何かの拍子に意図せずそれにふれて困惑する受け手がいるかもしれない環境においては、送り手は自制すべきだ。受け手の方も、それが不快だと感ずるならば、国家による規制を求める前に、民事上（不法行為）送り手に対して不快な情報の排除を請求すべきなのかもしれない。とはいえ、現実に存在しているだろう性的侵犯（セクシャル・ハラスメント）の数に対して、実際に裁判所内外でなされる性的侵犯に対する明確な抗議の数が著しく少ないことからわかるように、それは、経済的にも、精神的にも、加害者よりも被害者にとってはるかに犠牲の大きい戦いとなりそうではある。御上が処理してくれる方が楽でいいじゃないか、というのは抗しがたい誘惑だ。だが、国家

による規制が暴走しないという保証はない。

C. 規制と“おしつけがましい”発信の共生

国家が好色な情報を規制する場合、おそらくは、表現の自由に配慮し、基準を明確にする、というタテマエから、情報が発信されている環境よりも、その情報の中身（何が写っているか？）を基準として、禁止・黙認の区別が行われるのではないかと私は危惧する。だが、受け手の選択の自由を重んじようとする私の立場からすると、それは容認しがたい結果をまねく。

多くの場合、ハード・コアなもの、あるいは、フェティッシュなものほど、人目を忍んでやりとりされるから、見たくない人の面前にいきなり飛び出してくることは少ない。たとえば、一般誌にそれらの情報が載るとすれば表紙や裏表紙ではなく中ほどのページに載るだろう。また、そのような情報で埋め尽くされている専門誌ならば、一般の書店の店先に平積みされているのではなく、専門書店の薄暗い棚にあるだろう。WWWサイトならば、第一ページではなく、警告メッセージの後ろに置かれているだろう。このような情報を、成人の受け手が自ら選択して見る場合に国家が規制する実益はあるまい。だが、上記のような単純な基準では簡単に規制されてしまうだろう。

一方、国家が規制を躊躇するような一見ソフトなものは、堂々と大手を振ってまかり通ることになる。その結果、顔の前に読みたくもない官能小説を押しつけられたり、テレビを見ていると突然、車にもたれて腰を振り続ける女の尻のアップが出てきたり（何のCMなんだ？）女と馬の尻のアップが並んだり（馬だけでよろしい）するのは野放しとなる。

受け手の同意のもとで発信される好色な情報が規制され、受け手が同意しないままに突然目の前に現れる情報が野放しとなるのでは、国家が性的マイノリティの趣味を抑圧しつつ、大資本による性の商品化を庇護していると非難されても言い訳が立つまい？

とりわけ、インターネット上では、情報がデジタル化されているから、見たくない情報を自動的に自分に見せないようにするソフトウェアの利用は、従来の紙媒体やテレビに比べて容易だと推測できる。だとすると、インターネットを含む電気通信に限って好色な、または、下品な情報を従来のメディアよりも厳しく規制しようとするのは不合理だ。まさか、インターネット利用の普及のおかげで、合法的猥褻性に満ち満ちた情報の流布を独占できなくなると恐れた旧来の出版業界の陰謀ではあるまいね？

D. 価値観の押しつけは横暴なり

そもそも、好色であったり下品であったりすることは悪いことなのか？ 無理にそれを覆い隠そうとすることは、ある特定の文化に属する人々の独善にすぎまい。それは、見たくない人の前に突然好色な情報を見せつけることと同様、受け手の選択の自由を奪うものである。

昔から、辻々には男根の形をした金精様が祀られていたりしたものだが、一部の文化に属する人々の道徳観に従ってそれにパンツをはかせたり、あるいは、“ヘアはよいが性器はだめ” だとかいう御上の基準に従って毛をはやししたりするならば、とんでもないお笑いだ。

清教徒的純潔主義からすれば、源氏物語のおもしろさはわかるまい。ひょっとすると、源氏物語を英訳してインターネットで流すと、CDAによって罰せられるかもし

れない。

やむごとなき方々の性的ゴシップを禁止するならば、今昔物語集巻第二十の“染殿の後、天狗のために嫉乱（にょうらん）せられたる語”（角川文庫版、本朝仏法部下巻355頁）を流布するわけにはいくまい。

スカトロを禁止するならば、平中（へいちゅう）が恋いこがれている女の大小便を盗もうとして失敗したという、今昔物語集巻第三十の“平定文、本院の侍従に懸想せし語”（角川文庫版、本朝世俗部下巻220頁）の流布もやばいことになる。

フェティシズムを排除するならば、古今和歌集巻第十四にある、親の守りける人のむすめに、いと忍びに逢ひて、ものら言ひける間に、親の呼ぶと言ひければ、急ぎ帰るとて、裳（スカートですな）をなむ脱ぎ置きて入りける。その後、裳を返すとて、よめる “逢ふまでの かたみとてこそ 留めけめ 涙に浮かぶもくづなりけり”（岩波新古典文学大系版、226頁）のおもしろさがわからなくなる。

超ミニスカート&ルーズソックス風なファッションを検閲するなら“風の谷のナウシカ”は放映禁止となるやもしれぬ。

これらを受け入れるかどうかは、個々の受け手が決めるべきことであって、特定の文化に属する人々のお節介を受けなければならぬわけではない。そのような干渉は、信仰の自由（日本国憲法第20条）をすらないがしろにするものだ。たとえば、理趣経には、“男女の交わりの妙なる恍惚境、それも実に菩薩の境地である”という趣旨の文句があるという（PHILIPS 密教—阿字観瞑想PHCP—3318～9）。

E. 国家のなすべきこととは？

国家は、無節操に、一部の文化圏の独

善的な価値観や道徳観に追随して、わが国古来の性的におおらかな文化を打ち棄てるべきではない。国家は、ネットワーク上で、積極的にその役割を果たすべきだ。国家の役割とは、国民に対する外国の政府または私的グループのお節介な干渉に手を貸すことではない。見たくないものは見ないことを選択でき、見たいものは見ることを選択できる、そして、見たい人に対しては安全に情報を発信できる、ネット上での国民の自由と独立を、外国からの干渉に対抗して、保障することである。わが国の警察は、外国の警察権力やその協力者たちが、横暴にもわが国民のネットワーク上での活動に干渉することを排除するためにこそ、ネットワーク上で活動すべきである。外国政府に追随してわが国民に矛先を向けるようでは、独立国とはいえない。

e-mail  ip-law@impress.co.jp

皆様からのご質問、ご意見は、こちらのメールアドレスで受け付けております。お待ちしております。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp